平成２４年（再イ）第１１６号
大阪府富田林市梅の里３丁目31番16号
再生債務者　谷野　聡昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１１７号
大阪府富田林市梅の里３丁目31番16号
再生債務者　谷野　勇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１２８号
神戸市須磨区潮見台町５丁目１番30―403号
再生債務者　長島　康之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１３６号
神戸市東灘区田中町２丁目13番16号　杉本マンション305号
再生債務者　貞熊　秀作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１３７号
神戸市兵庫区西出町２丁目２番６号
再生債務者　渋谷　寿美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第２８号
青森県八戸市北白山台４丁目６番８号　メゾンプルミエール202
再生債務者　柳町　晋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月27日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２４年（再イ）第５６号
神奈川県秦野市曽屋２丁目７番４号
再生債務者　宮内　孝昌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月27日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再イ）第１４号
長野県佐久市茂田井2929番地４
再生債務者　南波　一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月27日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２４年（再イ）第１３号
鹿児島県姶良市蒲生町白男462番地上之段住宅１－２号
再生債務者　山下　剛志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月27日
鹿児島地方裁判所加治木支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第 20 号

平成25年３月23日に執行した神戸国際港都建設事業学園南土地区画整理審議会委員選挙の当選人を、下記のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第５項の規定に基づき、公告する。

平成 25 年４月９日　　独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　大西　　誠

記

1．宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏　　名	住　　所
山内　秀世	兵庫県神戸市垂水区本多聞１丁目14番12号
大澤　正弘	兵庫県神戸市垂水区本多聞１丁目18番８号
増田美世子	兵庫県神戸市垂水区本多聞２丁目27番30号
柏木　美好	兵庫県神戸市垂水区本多聞１丁目３番18号
西山　英子	兵庫県三田市三田町26番27号
大澤　隆三	兵庫県神戸市垂水区本多聞２丁目22番７号
多聞財産区	
独立行政法人都市再生機構	神奈川県横浜市中区本町６丁目50番地１

公 示 送 達

坂本哲三郎氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成25年４月９日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成24年綱第394号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 25 年４月９日　　日本弁護士連合会

公 示 送 達

岸勝一氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成25年４月９日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成24年綱第423号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 25 年４月９日　　日本弁護士連合会

企業年金基金合併公告

ＮＥＣ企業年金基金とＮＥＣフィールディング企業年金基金は確定給付企業年金法第76条の規定に基づき合併したので、確定給付企業年金法施行令第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　ＮＥＣ企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都港区芝２丁目31番25号
3．理事長の氏名及び住所　牧原　　晋　東京都港区芝２丁目31番25号
4．実施事業所の名称及び所在地　日本電気株式会社　東京都港区芝５丁目７番１号、日本電気労働組合　東京都港区芝２丁目31番25号、ＮＥＣパーチェシングサービス株式会社　東京都大田区大森本町１丁目６番１号、ＮＥＣロジスティクス株式会社　神奈川県川崎市中原区小杉町１丁目403号、ＮＥＣファシリティーズ株式会社　東京都港区芝２丁目22番12号、ＮＥＣモバイリング株式会社　東京都千代田区霞が関３丁目２番５号、ＮＥＣコントロールシステム株式会社　東京都府中市住吉町５丁目22番５号、ＮＥＣネクサソリューションズ株式会社　東京都港区三田１丁目４番28号、日本電気通信システム株式会社　東京都港区三田１丁目４番28号、ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社　東京都港区芝５丁目29番11号、株式会社日本